

議案第41号

取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について

取手市みんなでいじめをなくすための条例（平成30年条例第21号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年9月2日提出

取手市長 中 村 修

提案理由

文部科学省が策定している「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」を踏まえ、当市における不登校重大事態の対処について、学校主体での調査及びその手続を明確化するほか、取手市いじめ問題専門委員会の部会及び臨時委員に関する規定を整備するため、本条例の一部を改正するものです。

取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例

取手市みんなでいじめをなくすための条例（平成30年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(市立学校の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市立学校は、<u>当該市立学校に設置するいじめの防止等の対策のための組織(以下「学校いじめ対策組織」という。)</u>を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市立学校は、いじめの事実やその疑いがあったときは、<u>学校いじめ対策組織</u>を中心に、速やかに適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(いじめの未然防止のための施策)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市立学校は、在籍する子どもの豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に<u>学校いじめ対策組織</u>を設置すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(取手市いじめ問題専門委員会)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p>	<p>(市立学校の責務)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 市立学校は、<u>当該学校のいじめの防止等の対策のための組織</u>を中心に、学校全体でいじめの防止等に関する取組を推進しなければならない。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 市立学校は、いじめの事実やその疑いがあったときは、<u>当該学校のいじめの防止等の対策のための組織</u>を中心に、速やかに適切な措置を講じなければならない。</p> <p>(いじめの未然防止のための施策)</p> <p>第11条 (略)</p> <p>2 市立学校は、在籍する子どもの豊かな情操及び道徳心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことが、いじめの未然防止に資することを踏まえ、次に掲げる事項を行わなければならない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内に<u>いじめの防止等の対策のための組織</u>を設置すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(取手市いじめ問題専門委員会)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2から7まで (略)</p> <p>8 <u>第3項の規定にかかわらず、教育委員会は、個別の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員会に臨時委員を置</u></p>

第 19 条の 2 専門委員会は、調査のため必要があると認めるときは、専門委員会に専門部会(以下単に「専門部会」という。)を置くことができる。

2 専門部会の部会員は、専門委員会の委員及び次条に規定する臨時委員のうちから、専門委員会の委員長が指名する。

3 専門部会の部会長は、専門部会の部会員の互選により定める。

4 専門部会は、専門委員会が必要と認める事項に関し調査し、その結果を専門委員会に報告するものとする。

第 19 条の 3 第 19 条第 3 項の規定にかかわらず、教育委員会は、個別の事項を調査審議させるため必要があると認めるときは、専門委員会の意見を聴いた上で、専門部会の部会員又は第 21 条第 3 項の規定により学校いじめ対策組織が調査を行う場合における委員として臨時委員を委嘱することができる。

2 第 19 条第 4 項及び第 5 項の規定は、臨時委員について準用する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該個別の事項に関する調査審議が完了したときは、解嘱されるものとする。

第 19 条の 4 前 3 条に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(重大事態への対処)

第 21 条 市立学校は、重大事態が発生したときは、学校いじめ対策組織による調査を

くことができる。

9 第 4 項及び第 5 項の規定は、臨時委員について準用する。

10 臨時委員は、その者の委嘱に係る当該個別の事項に関する調査審議が完了したときは、解嘱されるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、専門委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

(重大事態への対処)

第 21 条 市立学校は、重大事態が発生したときは、いじめの防止等の対策のための組

行うとともに、当該重大事態が発生した旨を、教育委員会を經由して直ちに市長に報告しなければならない。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する報告に係る重大事態が法第28条第1項第2号に掲げる場合に該当するときは、教育委員会は、学校いじめ対策組織に調査させることができる。この場合において、教育委員会は、あらかじめ調査主体について専門委員会の意見を聴くものとする。

4 (略)

(学校いじめ対策組織による調査)

第21条の2 前条第3項の規定により学校いじめ対策組織が調査を行う場合であつて、教育委員会が調査のために必要があると認めるときは、専門委員会の委員及び第19条の3に規定する臨時委員のうちから、事案ごとに指名する委員を学校いじめ対策組織による調査に参加させることができる。

2 教育委員会は、前条第3項の規定により学校いじめ対策組織が調査を行った場合において、調査の結果について報告を受けたときは、同条第4項の規定によりその結果を市長に報告するとともに、専門委員会に対しても結果を報告するものとする。

3 教育委員会は、前条第3項の規定に基づく学校いじめ対策組織による調査に関し、必要な指導及び支援を行うものとする。

(再発防止のための措置)

第23条 市長及び教育委員会は、第21条第4項又は前条第2項に規定する報告を受けたときは、相互に連携し、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

織による調査を行うとともに、当該重大事態が発生した旨を、教育委員会を經由して直ちに市長に報告しなければならない。

2 (略)

3 (略)

(再発防止のための措置)

第23条 市長及び教育委員会は、第21条第3項又は前条第2項に規定する報告を受けたときは、相互に連携し、当該報告に係る調査事案への対処及び当該調査事案と同種の事案の再発の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。